

地域協議会について

- 社会福祉法人が社会福祉充実財産を活用して地域公益事業を行うに当たっては、その取組内容に、地域の福祉ニーズを的確に反映するとともに、法人が円滑かつ公正に意見聴取を行えるようにすることが必要であることから、各地域において「地域協議会」を整備していくことが重要。

所轄庁は、法第55条の2第8項の規定を踏まえ、地域協議会の体制を整備。

【所轄庁】

【地域協議会における協議事項】

- ① 地域の福祉課題に関すること
- ② 地域に求められる福祉サービスの内容に関すること
- ③ 社会福祉法人が取り組もうとしている地域公益事業に関する意見
- ④ 関係機関との連携に関すること

※ さらに、

- ① 地域公益事業の実施状況の確認、助言
- ② 地域の関係者によるそれぞれの取組・課題の共有
- ③ 地域の関係者の連携の在り方などに関する討議を定期的に行うことを通じて、地域のネットワークづくりのツールとしても活用していくことが望まれる。

【社会福祉法人】

社協等への運営の委託可

【市町村福祉担当職員】

【学識有識者】

【福祉関係者】

【保健医療関係者】

【期待される効果】

地域課題の顕在化、共有

地域の様々な取組間の連携強化

地域に不足する新たな取組の創出

地域協議会

※ 既存の会議体を有効に活用

【民生・児童委員】

【ボランティア関係者】

【市町村社協】

【自治会等住民代表】

【地域公益事業を内容とする社会福祉充実計画】

介護予防や障害者の地域移行、待機児童、生活困窮者の自立支援など、地域の福祉ニーズを反映

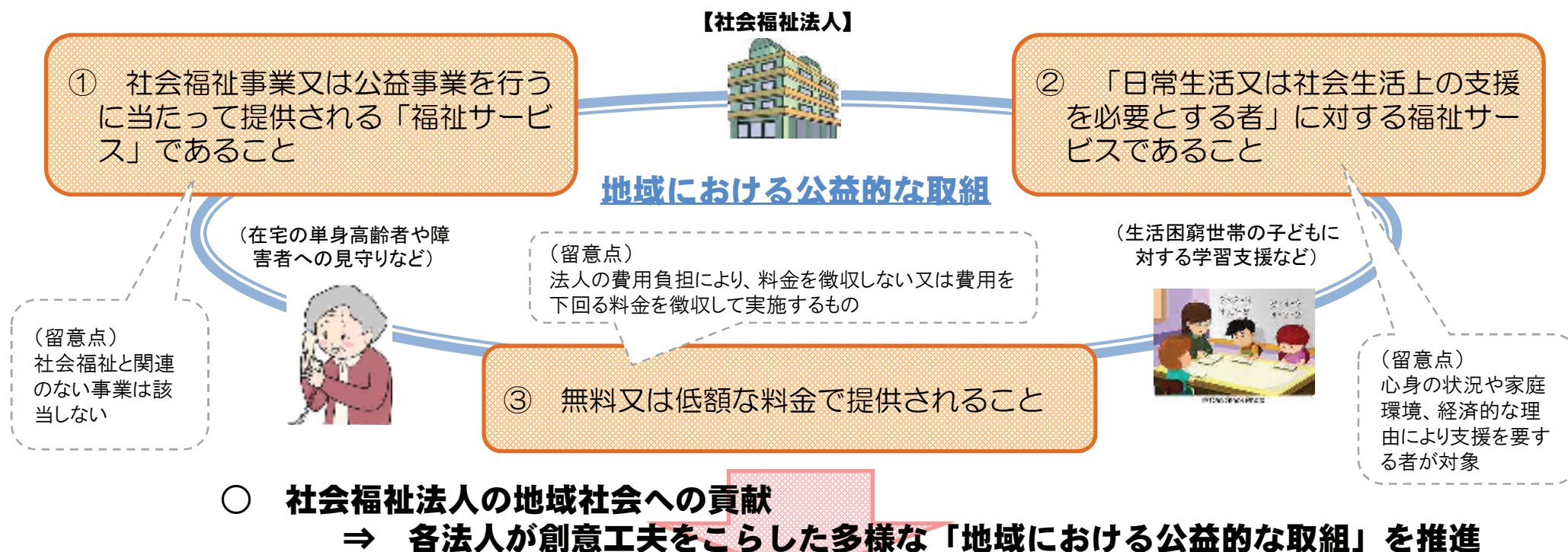
地域における公益的な取組を実施する責務

- 平成28年改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設された。

(参考)社会福祉法(昭和26年法律第45号)(抄)

第24条 (略)

2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金の、福祉サービスを積極的に提供するように努めなければならない。



地域において、少子高齢化・人口減少などを踏まえた福祉ニーズに対応するサービスが充実

各地で取り組まれている「地域における公益的な取組」の実践事例

○「地域における公益的な取組」については、地域の実情に応じて現に多様な取組が行われているが、例えば以下のような取組事例がある。（各法人の実際の取組事例から参照。）

	高齢者の住まい探しの支援	障害者の継続的な就労の場の創出	子育て交流広場の設置	複数法人の連携による生活困窮者の自立支援	ふれあい食堂の開設
地域が抱える課題	加齢により転居を希望する高齢者の存在	商店街の閉鎖、障害者の就労の場の確保	子育てで孤立する母親の存在	雇用情勢の悪化による生活困窮者の増加	地域で孤立する住民の増加
対象者	高齢者	障害者や高齢者	子育てに悩みを抱える母親	生活困窮者	社会的に孤立する者
取組内容	高齢者の転居ニーズと、不動産業者のニーズをマッチングし、法人が転居後も生活支援を継続することにより、不動産業者が安心して高齢者に住まいを賃貸できる環境づくりを実施。	行政や市場関係者の協力を得て、スーパーマーケットを開設するとともに、そこで障害者等が継続的に就労。	施設の地域交流スペースを活用し、保育士OBや民生委員等のボランティアと連携することにより、子育てに関する多様な相談支援を行うとともに、近隣の子どもに対する学習支援を実施。	複数の法人が拠出する資金を原資として、緊急的な支援が必要な生活困窮者に対し、CSWIによる相談支援と、食料等の現物給付を併せて実施。	地域住民が気軽に集える「ふれあい食堂」を設置するとともに、管理者として介護支援専門員を配置し、相談支援や地域の子育てママと子どもとの交流会、ボランティアに対する学習会などを実施。
取組による主な効果	高齢者が地域で安心して暮らせる環境の整備、空き家問題の解消	障害者の就労促進、「買い物難民」問題の解消	子育てママの孤立感の解消、地域交流の促進	生活困窮者の自立促進	地域で孤立する住民の孤独感の解消、住民相互の支えあいによる取組の促進

改正社会福祉法第24条第2項について

- 社会福祉法人は、税制優遇措置が講じられている公益性の高い法人として、社会福祉事業の中心的な担い手としての役割を果たすのみならず、他の事業主体では困難な福祉ニーズに対応することが求められる法人であり、こうした公益性・非営利性を備えた法人本来の在り方を徹底する観点から、この本旨を明確化し、責務として位置付けたもの。
- 既に全国の社会福祉法人において実施されているものも多くあり、本責務規定の創設をもって、必ずしも新たな取組の実施を義務付けるものではない。
- その取組内容は、法人の経営方針や地域の福祉ニーズに応じて様々であることが考えられるが、法24条第2項の規定に反しない限りは、法人の自主性に委ねられるべきものであることに留意が必要。

【地域の福祉ニーズ】

